

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年7月28日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第54号

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市災害対策本部に関する条例施行規則（平成20年四日市市規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」又は「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき。</u></p> <p><u>(5) (略)</u></p>	<p>(災害対策本部の設置)</p> <p>第2条 災害対策本部は、次の各号に掲げる場合に災害対策本部長（以下「本部長」という。）が設置するものとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p><u>(4) (略)</u></p>

改正後				
別表第1（第5条及び第6条関係）				
部名	部長	班名	班長	所掌事務
危機管理監	危機管理監	統括班	危機管理室長	1から5まで (略) 6 <u>避難指示等</u> の発令に関すること。 7から10まで (略)
(略)				

備考 (略)

改正前

別表第 1 (第 5 条及び第 6 条関係)

部名	部長	班名	班長	所掌事務
危機管理 監	危機管理 監	統括班	危機管理室長	1 から 5 まで (略) 6 <u>避難勧告等の発令に関すること。</u> 7 から 10 まで (略)

(略)

備考 (略)

改正後

別表第 4 (第 13 条、第 14 条関係)

種別	配備体制	配備時期
警戒体制	相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制	1 から 6 まで (略) 7 <u>「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」、 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」又は「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたとき。</u> 8 (略)

(略)

改正前

別表第 4 (第 13 条、第 14 条関係)

種別	配備体制	配備時期
----	------	------

警戒体制	<p>相当の被害が近く発生することが予想され、又は発生した場合で、所掌する応急対策を迅速的確に行うため各部署の適宜な人員をもって当たるもので、状況により直ちに非常体制に移行できる体制</p>	<p>1 から 6 まで (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>
(略)		

附 則

この規則は、令和 3 年 7 月 2 8 日から施行する。

(危機管理監危機管理室)